

特定非営利活動法人日本成人病予防協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本成人病予防協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区東日本橋三丁目5番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国民に対し、予防医学の見地に立脚して生活習慣病を予防するための事業を行い、もって国民の健康な生活を維持し、及び増進することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、保健、医療及び福祉の増進を図るための特定非営利活動を行う。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 予防医学知識の普及を目的としたセミナー・講演会・講習会等の実施及び支援
- (2) 予防医学の普及要員としての健康管理士一般指導員の資格認定
- (3) 文部科学省後援 健康管理能力検定の実施
- (4) 心身の健康維持増進のためのカウンセリング及び電話相談
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書により申し込むものとする。

2 入会に際しては会員に関する規程に定める基準により可否を決定し、本人に通知する。

第4章 資格認定

(健康管理士一般指導員)

第8条 健康管理士一般指導員は、本会が定める一定基準を満たし、本会の趣旨に賛同した個人であって、本会の事業の円滑な推進及び発展に尽力することができるものでなければならない。

(健康管理士一般指導員の認定)

第9条 健康管理士一般指導員資格は、本会の定める基準を満たしたものを認定する。

(賛助会員登録)

第10条 健康管理士一般指導員は、本会の賛助会員に登録するものとする。登録時に賛助会員入会金及び初年度賛助会員年会費を納入するものとする。既納された賛助会員入会金及び賛助会員年会費は返還しないものとする。

(資格更新及び賛助会員年会費の納入)

第11条 資格の更新は、毎年、資格更新月までに次年度分の賛助会員年会費の納入をもって行うものとする。賛助会員年会費の納入方法は原則として「預金口座振替」とし、資格更新月に指定の口座から振替を行うものとする。既納された賛助会員年会費は返還しないものとする。

(健康管理士一般指導員の権利)

第12条 健康管理士一般指導員は、本会が主催する全ての行事に参加する資格を有する。

(健康管理士一般指導員の義務)

第13条 健康管理士一般指導員は2ヶ月に1回発行される学術刊行物「ほすぴ」を購読し、付属する添削問題を提出するものとする。

(賛助会員退会)

第14条 資格者が資格更新月の前月15日までに賛助会員退会届を本会宛てに提出した場合、当該年度末日(資格更新月末日)において賛助会員から退会できるものとする。次年度分の賛助会員年会費を既納している場合は返還しないものとする。

(健康管理士一般指導員資格の喪失)

第15条 資格者が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 資格登録手続きを期限内に行わなかったとき
- (2) 賛助会員入会金を支払わなかったとき
- (3) 資格更新手続きを期限内に行わなかったとき
- (4) 賛助会員年会費を滞納したとき
- (5) 法律に違反する行為を行ったとき
- (6) 本会の体面を傷つけ、又その目的に反する行為を行ったとき
- (7) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

尚、上記(1)(2)(3)(4)の理由で資格を喪失し、再度資格登録を希望する場合は、再度「健康管理士一般指導員資格認定試験」を受験し、合格の後、賛助会員の再登録をしなければならない。それ以外の理由により、資格を喪失した場合は、いかなる場合でも資格の再登録はできないこととする。

第5章 役員及び職員

(種別及び定数)

第16条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人以上2人以内を理事長とし、補佐として副理事長、又は専務理事をおくことができる。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること

(任期等)

第18条 役員任期は、就任後2年内の最終決算期に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこ

れを補充しなければならない。

(解 任)

第 20 条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (職 員)

第 21 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 22 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 正会員入会金及び正会員年会費
- (3) 賛助会員入会金及び賛助会員年会費
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

第 23 条 会員入会金及び年会費は以下のとおりとする。

正会員入会金	100,000 円
正会員年会費	10,000 円
賛助会員入会金	10,000 円
賛助会員年会費	6,000 円

尚、既納の正会員入会金、正会員年会費、賛助会員入会金、賛助会員年会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとする。

第 24 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

以上